常勤役員報酬規則

（目的）

第1条 この規則は、役員報酬規則にもとづき常勤役員の報酬に関する事項を定める。

（役員の定義および適用）

第2条 この規則にいう役員の範囲は、常勤する役員をいう。

（報酬支給額の決定）

第3条 役員の報酬は、総代会が決定した役員報酬総額の範囲内で、「常勤役員報酬算定規則」にもとづき、社会的水準を参考に、職員給与水準と経営状況を考慮し、役員報酬検討委員会で審議の上、理事会で決定する。

2 前項の審議・決定にあたっては、常勤役員（監事を除く）が供給高の2%以上の経常剰余を確保する責任を負っていることを考慮する。

（支給方法）

第4条 役員の報酬は年額をもって定め、その12分の1の金額を毎月職員給与の支給日に支給する。

2 役員の報酬の支給については、当年7月より翌年6月までを1年とする。

3 役員が通常総代会以外で、就任または退任した場合は、就任期間の割合（月）に応じて支給するものとする。

（報酬の改訂）

第5条 常勤理事の昇格、降格、もしくは常勤理事から引き続き非常勤理事に就任したときの報酬は、その任務の実状に応じて、役員報酬検討委員会の審議を経て、理事会であらたにこれを決定する。

2 常勤監事から引き続き非常勤監事に就任したときの報酬は、その任務の実状に応じて、監事会であらたにこれを決定する。

（報酬の中途改訂）

第6条 業績その他の理由により、常勤理事の報酬を臨時に減額または増額する場合は、役員報酬検討委員会の審議を経て、理事会であらたにこれを決定する。

（出向役員の報酬）

第7条 常勤役員が関連生協または関係団体に出向した場合の報酬は、出向先との協議によって、負担区分、支給方法等を決定するものとする。

（改廃）

第8条 この規則の改廃は、理事会において行う。

（施行）

第9条 この規則は2004年5月6日から実施するものとする。

2009年4月 1日 改定
2016年3月15日 改定
2018年1月19日 改定
2019年7月16日 改定